

# 令和元年度第3回香川地方最低賃金審議会議事録

令和元年8月1日(木)

於：香川労働局第1会議室

出席者 公益側 籠池、春日川、柴田、松田  
労働者側 大島、瀧、立石、土田、中村  
使用者側 綾田、篠原、友国、濱田、福家

- 議 題 (1) 令和元年度地域別最低賃金額改定の目安伝達について  
(2) 香川県冷凍調理食品製造業最低賃金ほか特定最低賃金改正決定の必要性の有無について(諮問)  
(3) その他

【賃金室長】 ただ今から、令和元年度第3回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、東委員が欠席されておりますが、出席者は14名で最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

本日の資料の確認を御願いたします。

- 1 「令和元年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」
  - 2 「香川県特定最低賃金の改正決定を求める申出書の写し」
- でございます。

不備等はありませんでしょうか。それでは柴田会長、議事の進行を御願いたします。

【柴田会長】 本日の会議次第は御手元のとおりでございます。

まず、議題(1)の「令和元年度地域別最低賃金額改定の目安伝達について」です。これについて、事務局のほうで説明を御願いしま

す。

【賃金室長】 令和元年7月31日付で中央最低賃金審議会会長から、厚生労働大臣あてに提出をされました答申についてポイントを説明したいと思います。御手元の資料No.1を御覧ください。

## 1 目安額

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会において、7月31日未明に、今年度の引上げの目安額が、全国加重平均で27円、引上率3.09%という結果で取りまとめられました。昭和53年に目安制度が始まって以降最大の目安額となっております。

ちなみに昨年度引上げの目安額は全国加重平均で26円、引上率3.07%でした。

ランク別では、Aランクが28円、Bランクが27円、Cランクが26円、Dランクが26円とされ、全ランクで昨年の目安額を超える水準となっており、地域間格差に配慮する観点からC、Dランクで同額、AランクとDランクの目安額の差も2円となっております。

香川はCランクですので26円です。また、生活保護水準と最低賃金の乖離額は生じておりません。

昨年の目安額は、Aランクが27円、Bランクが26円、Cランクが25円、Dランクが23円ということでAランクとDランクの目安額の差は4円でした。

## 2 答申内容ですが、答申文を御覧ください。

- ① 令和元年度の地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- ② 地方最低賃金審議会における審議に資するため、公益委員見解（別紙1）及び小委員会報告（別紙2）を提示する。別紙については後程説明いたします。
- ③ 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強

く期待する。

④ 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や取引条件の改善をはじめとする適正な価格転嫁対策等、思い切った支援策を速やかに実行するよう、政府に対し強く要望する。

⑤ 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

とあります。

別紙 2 ですが、まず、別紙 2 の 2 「労働者側見解」を御覧ください。

労働者側の主張としては、地域別最低賃金の最高額の 985 円で年間 2,000 時間働いても年収 200 万円に届かず、「健康で文化的な最低限度の生活を営む」に足る水準としては充分とはいえない。

また、最低賃金近傍で働く方には、いわゆる不本意非正規と呼ばれる方や、家計補助者ではなく主たる生計者として家計を支えている方も増加している。

最低賃金引上げの目的は、労働条件の改善のみならず、労働者の生活の安定、労働力の質的向上、事業の公正な競争を確保し、国民経済の健全な発展に寄与することであり、ここ数年、過去最高額となる目安を示してきたが、「国民経済の健全な発展に寄与」する水準までには至っていない。

こうした状況を勘案すれば、本年示す目安によって 800 円以下の地域別最低賃金をなくすとともに、A ランクは 1,000 円を超えていくべきである、加えて、地域間格差については、最高額に対する最低額の比率の改善のみならず、金額差を縮めるべきであり、あわせてランク間差も是正すべきである。

また、中小・小規模事業者の経営環境の基盤整備にむけた政府施策が早期に確実に実施されるのは当然のこと、個人消費を喚起するためにも、最低賃金引上げのスピードを停滞させてはならない。

消費税増税の影響が確実に見込まれる中で、最低賃金のセーフティネットとしての機能を後退させてはならず、消費税増税の影響を本年の目安にどのように勘案すべきか公労使三者で議論するべきであると主張しました。

労働者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた公益委員見解については、不満の意を表明しました。

一方、使用者側の主張は、別紙2の3を御覧ください。

中小企業を取り巻く経営環境について、先行きに対する不安は根強く、中小企業の労働分配率は70%台で推移し、支払余力は非常に乏しい状況にある。中小企業者数が直近2年間で23万者減少していることから、中小企業の経営環境は極めて厳しい状況にある。

また、従業員30人未満の企業における全国平均の影響率は、2012年度の4.9%から、2018年度は13.8%と急激に上昇しており、神奈川県が25%を超え、青森や鹿児島、大阪でも20%前後に達していることから最低賃金の引上げが中小企業に与える影響が極めて大きいことは明確である。

「経済財政運営と改革の基本方針2019」等では、最低賃金について「より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す」とあり、「より早期に」との表現に、全国の中小企業から、これまで以上の引上げを求められるのではないかと懸念や不安が噴出してきている。

一方で、政府方針には、具体的な目標年次や引上率が示されていない上、中小企業の生産性向上のために思い切った支援策を講ずることが明記されていることから、機械的に最低賃金の引上げを行うということではない。また、最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者に対する「セーフティネット」であり、賃金引上げや消費の拡大と

いった政策を目的としたものではない。

さらに、最低賃金は、企業の経営状況に関わらず、全ての労働者にあまねく適用され、下回る場合には罰則の対象になることから、強制力のある最低賃金の引上げは慎重に判断すべきであり、生産性の向上や取引適正化への支援等によって、中小企業が自発的に賃金引上げをしやすい環境を整備すべきである。

近年の最低賃金は、いわゆる「時々の事情」によって、景気や経営の実態から乖離した、大幅な引上げが行われ続けてきた。これ以上、合理的な根拠を明確に示すことができない最低賃金の大幅な引上げが続けば、雇用や地域経済に重大な影響が及ぶことが懸念される。

また、最低賃金の決定に当たっては、労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力の三要素を総合的に表している賃金改定状況調査結果の第4表を重視した審議をすべきであり、明確な根拠に基づいた目安を提示すべきであると主張しました。

使用者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明し、加えて、最低賃金引上げの影響や効果について、影響率や雇用者数をはじめとする様々なデータ等を注視しつつ、継続的に検討・検証していくことが必要であると改めて、強く主張しました。

別紙1ですが、そして、意見の一致はみませんでした。目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成29年全員協議会報告で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、「経済財政運営と改革の基本方針2019」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」に配意した調査審議が求められたことについて特段の配慮をした上で、総合的な審議を行ってきた。

公益見解を取りまとめるに当たって、どのような点を勘案してきたのかは、別紙1の記の2の2段落目を御覧ください。

①賃金改定状況調査結果第4表のうち、特にDランクの賃金上昇率が、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大であること。

②春季賃上げ妥結状況が昨年度に引き続き2%を超える高い水準であること。

③消費者物価の上昇傾向が続いており、今後も引き続き上昇することが見込まれていること。

④名目GDP成長率は年率3%に及ばず、また、影響率は引き続き上昇傾向にあるものの、有効求人倍率が全ての都道府県で1倍を超え、就業者数も増加傾向にあるほか、失業率の低下や倒産件数の減少が見られるなど、最低賃金引上げが雇用情勢等に大きな影響を与えているとまでは言えないこと。

⑤地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があること。

⑥最低賃金を含めた賃金の引上げにより、可処分所得の継続的な拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を継続・拡大させることや非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることを特に重視する必要があること等、様々な要素を総合的に勘案し、検討を行ったところです。

こうした様々な要素を総合的に勘案し、検討を行った結果の公益委員見解でございます。

以上でございます。

【柴田会長】 ただ今の事務局の御説明に対して、御質問、あるいは御意見などがあれば御願いたします。

(各委員より「ありません」の声あり)

【柴田会長】 続きまして、議題(2)の「香川県冷凍調理食品製造業最低賃金ほか特定最低賃金改正決定の必要性の有無について(諮問)」に移ります。

まず、資料等について事務局から説明を御願いたします。

【賃金室長】 御配りしております資料No.2の4つの特定最低賃金の改正決定を求める申出書の写しを御覧ください。

香川県内の4つの特定最低賃金について、資料のとおり改正の申出がありました。

いずれも、それぞれの最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上の者の合意により行われており、他の申出要件も満たしておりますので受理いたしました。

今回の申出は、4業種とも公正競争ケースで、金額の改正でございます。

つきましては、4つの特定最低賃金について、香川労働局長から香川地方最低賃金審議会会長あて「改正決定の必要性の有無について」の諮問をさせていただきます。

本間労働局長から会長へ諮問文を御渡しいたします。

(局長より会長へ諮問文を手交)

【柴田会長】 それでは事務局の方で諮問文の写しを配付してください。

(事務局より各委員へ諮問文(写)を配布)

【柴田会長】 皆さん御手元に行き渡ったのでしょうか。それでは、事務局で読み上げてください。

【賃金室長補佐】 各諮問文の別添の申出書については、配付資料と同じですので省略します。それでは読み上げます。

香労発基0801第1号

令和元年8月1日

香川地方最低賃金審議会会長 柴田潤子 殿

香川労働局長 本間 之輝

香川県冷凍調理食品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)

令和元年7月22日付けをもって申出者U Aゼンセン香川県支部

支部長 大島 幹敏及びフード連合四国地区協議会事務局長 林 泰宏 から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり香川県冷凍調理食品製造業最低賃金（平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 3 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

香労発基 0801 第 2 号

令和元年 8 月 1 日

香川地方最低賃金審議会会長 柴田 潤子 殿

香川労働局 本間 之輝

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和元年 7 月 11 日付けをもって申出者タダノ労働組合執行委員長 中村 亨 から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 5 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

香労発基 0801 第 3 号

令和元年 8 月 1 日

香川地方最低賃金審議会会長 柴田 潤子 殿

香川労働局長 本間 之輝

香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和元年 7 月 5 日付けをもって申出者川崎重工労働組合坂出支部執行委員長 濱岡 光治、J A M マキタ労働組合執行委員長 朝國 智之 から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり香川県船舶製造・修理業，船用機関



製造業最低賃金（平成20年香川労働局最低賃金公示第2号）の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

香労発基0801第4号

令和元年8月1日

香川地方最低賃金審議会会長 柴田 潤子 殿

香川労働局長 本間 之輝

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和元年7月8日付けをもって申出者電機連合東四国地方協議会香川地域協議会事務局長 土田 和樹、三菱電機労働組合丸亀支部執行委員長 門 裕介 から最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃（平成20年香川労働局最低賃金公示第4号）の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

以上でございます。

【柴田会長】 はい、ありがとうございました。

ただ今の局長からの諮問に対して、何か御質問、御意見ございますか。

（各委員より「ありません」の声あり）

【柴田会長】 それでは、この4つの特定最低賃金の改正決定の必要性の有無についての諮問を受けることといたします。

この審議につきましては、本年度の第1回本審で確認、報告されました「最低賃金の審議の進め方等について」の3の（1）によりまして、運営小委員会に付託することといたします。

運営小委員会は、本日このあと開催いたしますので、運営小委員会の委員の方はよろしく御願いたします。

以上のことについて、御質問、あるいは御意見などございませんか。事務局からその他なにかあれば御願います。

【賃金室長】 特にありません。

【柴田会長】 次回の本審の日程について、事務局何かございますか。

【賃金室長】 第4回本審につきましては、8月5日（月）の15時15分からこの第1会議室で開催させていただく予定としております。10月1日発効のためには、この8月5日に答申をいただく必要があります。

そして、香川県最低賃金専門部会での審議結果が全会一致となっていた場合には、審議会令6条5項の決議により、本審での審議の必要はありませんが、仮に専門部会での結論が全会一致とならなかった場合には、本審でのご審議を御願いますこととなります。

それから、本日諮問いたしました特定最低賃金改正決定の必要性の有無について、この後運営小委員会で必要性有の合意を得て、香川地方最低賃金審議会から答申をいただいた場合には、特定最低賃金の改正決定の諮問を行う予定としております。

【柴田会長】 それでは、これをもちまして第3回香川地方最低賃金審議会を閉会といたします。

――了――